
枚方市里山保全構想

平成16年（2004年）11月
枚方市

里山保全構想目次

里山保全構想

1．現状と課題	2
2．里山保全構想の位置付け	3
3．里山の概念と基本的な考え方	3
4．里山の役割	4
5．里山保全基本計画に向けた考え方	4
6．里山保全取り組みイメージ	6

里山保全構想

1. 現状と課題

本市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなして京都府と接し、西部は標高10m前後の沖積低地で、中央の大部分は標高20m～50mの枚方台地が占めています。この枚方台地を船橋川・穂谷川・天野川が東南から西北に横切って淀川に流れ込んでいます。

また、昭和30年代に整備された当時東洋一といわれた香里団地を皮切りに、ベッドタウンとして発展し、高度経済成長期に急激な都市化が進展し、住宅都市枚方が形成されてきました。

今、まちづくりのあらゆる場面において、環境への負荷をできる限り小さくし、持続可能な発展をめざすことが求められています。

「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」をスローガンに、河川や里山などの自然を保全するとともに、それらをつないだ動植物の生息空間を創出し、一人ひとりが自然と身近にふれあって暮らせるまちにする必要があります。

「人と自然が共生する環境保全のまち」をめざすということです。

私たちは、都市の安全性の確保や環境問題等多くの課題に直面していますが、先人から受け継いだ自然をより良好な状態に保ち、次世代に引き継ぐ責任があり、また、西に淀川、東に生駒山地を背にした自然豊かでおもむきのある地形を生かしたまちづくりが望まれています。

本市の東部地域は、大阪府の外縁を成すなだらかな丘陵地形に、農地と樹林地と集落地がまとまった環境で残り、里山領域として地域全体が比較的良好な状態で継承されてきました。

しかし、様々な開発が地域環境を大きく変容させつつあるのが実態であり、多様性に富む自然環境と人々の生活が融合する地域環境を存続させることは困難な状況であります。

東部地域には、近郊緑地保全区域、農業振興地域など、緑や農地保全のための一定の土地利用規制を受ける地区がありますが、幹線道路の整備が進み、今後、将来の大規模開発、沿道系土地利用が進むおそれがあり、このため、残された貴重な自然環境の破壊も懸念されます。

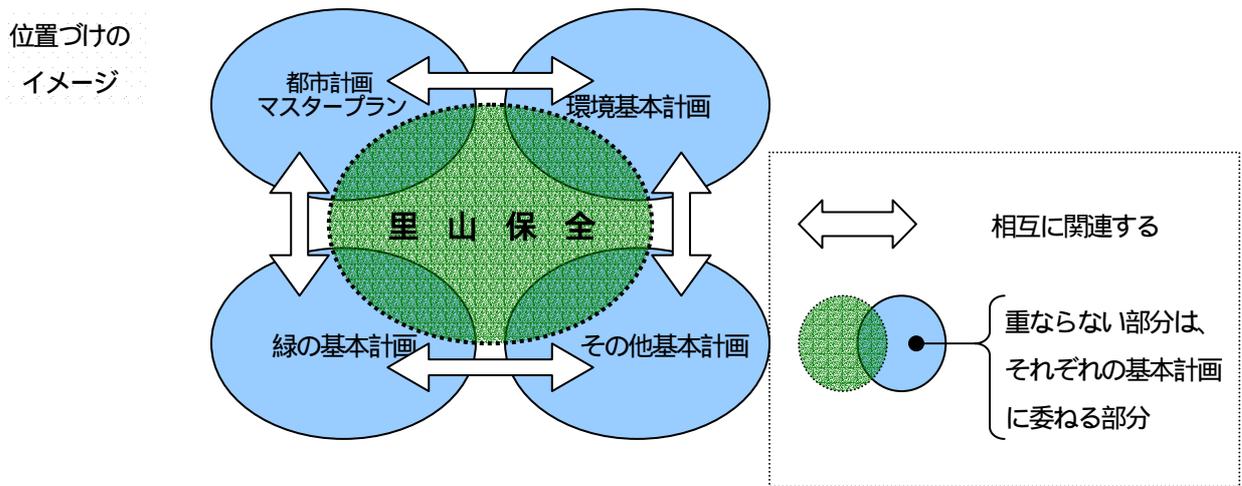
一方で、良好な樹林地も見られますが、時代の移り変わりとともに、樹林地から得ていた薪炭や落ち葉等も不要となり、維持管理の手も入らず、竹林の高密化や周囲植生域への侵入等、里山そのものの荒廃も進行しつつあります。

また、氷室地域の山地は複雑な所有形態を有している箇所もあります。

このような状況の中で、豊かな自然環境と活力ある市街地とが共存しながら持続可能な発展をめざす環境保全都市として、里山の積極的な保全・活用・創成を目的に、市民とともに考え行動するための基本計画に結びつける構想をまとめるものです。

2. 里山保全構想の位置付け

本構想は、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、環境基本計画などの基本計画と連携を図りながら、里山の保全計画を策定するための基本的な考え方を示すものです。



3. 里山の概念と基本的な考え方

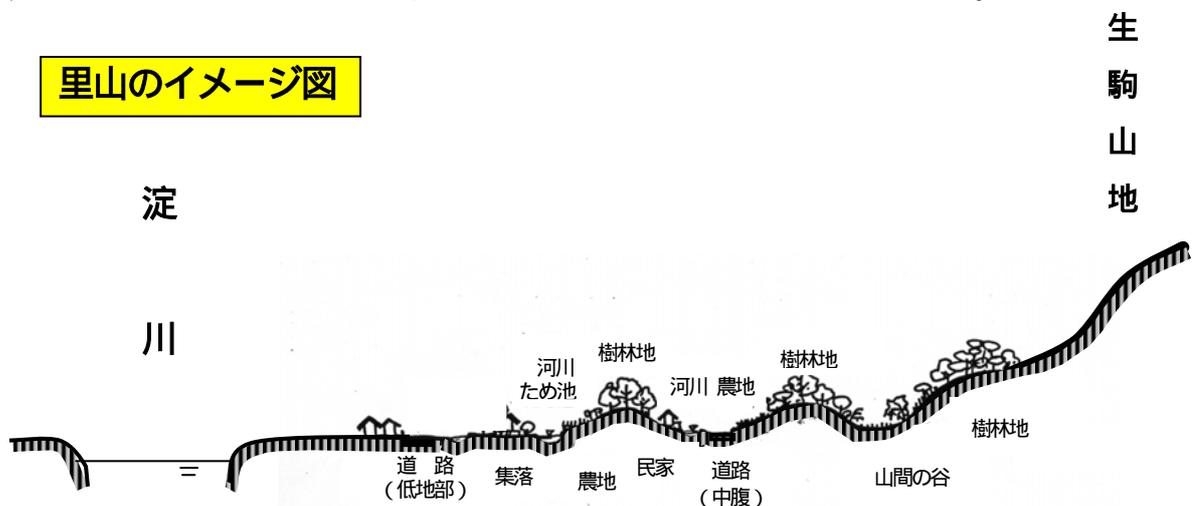
概念

里山とは、樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんとする景観で、生活と一体となった地域をいう。

本市の地形は、東の生駒山地から西の淀川に至る東西に高さの変化が豊かな地形となっており、東部の山地を源とする船橋川・穂谷川・天野川の三河川が市街地部分を流れています。このことから、本市においては、東の生駒山地から西の淀川にいたるまでの広範囲が里山の恩恵を受けており、良好なまちづくりをめざし、里山景観を後世に引き継いでいくことを基本に考えていくものとします。

里山保全は、里山としてありつづけられるように、行政・市民が協働して取り組むことが重要なことであり、そのための施策展開の方策を示したものが里山保全基本計画です。また、この取り組みについて粘り強くその意義を説明し理解を求めていきます。

里山のイメージ図



4. 里山の役割

(1) 里山の役割や守り手の変化について

里山は地域社会にとって重要な場所であり、それを地域住民が主体となって守り、土地所有者の個別負担を軽減する必要があります。

地域住民が里山を守る場合、土地所有者に代わって土地を所有するわけではなく、これまでとは違った里山の利活用を導入し、地域住民全体が里山の大切さを理解し、「自分たちの財産」という意識の中で里山を保全するという、新しい「里山保全の主体」となることが必要です。

土地所有者の権利を保証しつつ、地域住民が直接里山の保全に関わっていくという考え方が、現代における新たな「里山の守り手」となります。

(2) 里山の環境としての重要性について

里山は、昔からの農家等の私的な土地利用の時代から「都市に生物的な側面を与える自然・人文空間」として評価される時代となってきたといえます。

特に都市近郊部に残された里山は、非常に重要な環境要素(「環境財」となっています。

(3) 里山の機能について

里山は、森林(雑木林)を中心とした都市近郊にある身近な自然環境であるという特性から生じる各種の機能を有していますが、手入れされなくなったことにより、その機能が十分発揮されなくなってきています。これらの機能を有効に発揮させるためには、各機能の特質を理解して、施策を進めることが必要です。

5. 里山保全基本計画に向けた考え方

(1) 基本計画の対象について

里山保全の対象地域は、枚方市都市計画マスタープランで示している東部地域が中心となりますが、里山の概念にしたがい、他の基本計画と整合を図りながら本市全体の自然緑地・水面のつながりを見据えて基本計画を策定します。

(2) 施策の展開について

法的措置の可能性の検証

○保全地区等の指定

保全地区等を指定するには、地権者の同意を得るなどの必要があり、また、その中でも都市緑地保全法における地区指定は買取り制度の対応などにおいて実現が困難でした。しかし、一部関係法の改正等がありましたので、新たに設けられた制度の活用等、幅広く、里山保全についての法的措置の可能性を検討します。

○民間開発

本市都市計画マスタープランにおいては、里山地区・農業地区について、「自然環境の保全に努め、レクリエーション的活動や地域景観形成に活用」し、「農業振興を図り、また集落居住環境の向上を図り集落景観を維持形成」することとしていますので、第二京阪道路以東の市街化調整区域については、保全して行く方向とします。

イ、開発の抑制

開発を抑制する方法としては、市街化調整区域の開発条例の適用除外区域にする方法や、大規模開発を抑制する区域にする方法が考えられますが、土地を資産とみる考え方もありますので、地権者等の理解が得られるよう積極的に働きかけていきます。

ロ、緑地の確保

開発しながら一定の緑地を保全するために、大規模開発の基準や地区計画の誘導の中で、緑地率を大幅に高めたり、景観上有効なひとかたまりの緑地を確保していく方法や地区計画を義務化して将来に向け緑地を担保していく方法等の可能性を検討します。

公共事業等の取り組み

市内のため池、河川、風致保安林などの水面や緑についても、公園や河川の整備時には、里山保全の一環とした取り組みを行うとともに、緑地の創成にも取り組みます。

(3) 市民活動への支援について

普及・啓発の取り組み

(講演会、各種イベントにおけるパネル展示等PR及びホームページ等による情報発信)

ボランティアの育成

市民による保全活動の支援

(4) 市民との協働について

- ・樹林地等の緑地保全や農地保全を図るために市民と協働して保全策を検討します。
- ・里山保全を展開する中で、活動場所を購入したり、寄付を受けるなどして土地を所有している場合もありますが、本市としては原則的には、土地を借りたり、土地所有者と協定を結ぶなどして活動場所を確保するよう努め、土地所有者の活用形態、さらには将来の意向を把握し、市民による保全活動の広がりや充実、そして継続性を求めていきます。

これらが複雑に組み合わさって土地貸借や活動の条件が出来上がるなど一様ではありませんが、市が所有する土地、財産区が所有する土地、企業が所有する土地、個人が所有する土地に分け、それぞれ検証した上で保全活動を推進します。

- ・津田地区で活動されている森づくり推進委員会のような組織の立ち上げを行いつつ、保全活動を進めていきます。
- ・誰もが気持ちよく里山景観を楽しむために、里山に入る人のマナーを高めるよう啓発活動を充実させるなどの取り組みを行います。

(5) 里山の利活用について

里山探訪、ふれあい、四季折々の催事などについて利活用を考えます。

環境教育・学習の場としての利用

健康づくりや休養の場としての利用

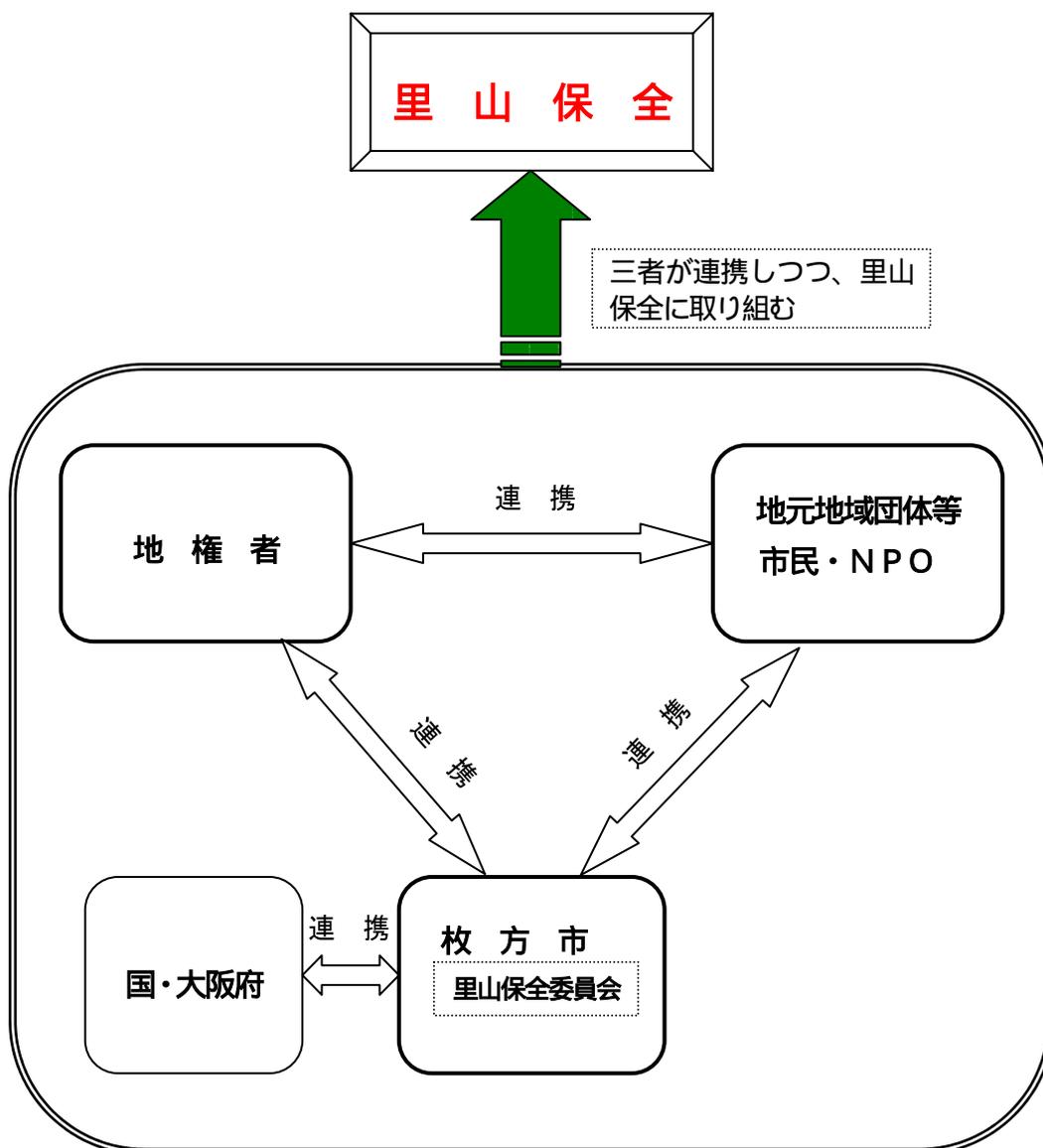
福祉活動の場としての利用

生物の多様性保全の場としての利用
交流の場としての利用
まちづくり活動を生み出す基盤として活用

(6) 里山保全基金について

里山保全に関する構想を基本計画に発展させていく中で、基金の名称や活用の具体について検討していきます。

6. 里山保全取り組みイメージ



現在、地元と行政で組織する「津田地区森づくり推進委員会」が、間伐作業や下草刈り、植樹などを通じて、里山保全に取り組んでいます。また、いろいろな市民団体もボランティア活動を行っています。

里山を保全するには、市民、地権者、行政が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

〒：573 - 8666

住所：大阪府枚方市大垣内町2丁目1 - 20

電話番号：072 - (841) - 1221 (代表)

FAX：072 - (841) - 3039 (代表)

担当：都市整備部 都市総務課

ホームページアドレス：<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

アドレス：toshisoumu@city.hirakata.osaka.jp